旧再建法と財政健全化法の変更点

	旧再建法	地方公共団体財政健全化法
財政健全化の仕組み	財政再建団体の基準しかなく、早期是正を図る段階がない	財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設け、自主的な改善努力による財政の早期健全化を促す
対象となる会計	一般会計を中心としており、公営企業や一部事務組合・第三セクターなどの経営状況は考慮されない	公社や第三セクターの負債や赤字についても明らかにし、地方公共団体の財政の全体像を浮き彫りに
財政状況を判断する方法	単年度の現金収支（フロー）の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならない	公社・三セク等を含めた実質的負債によるストック指標である「将来負担比率」を導入
情報開示	分かりやすい財政情報の開示や、財政情報の正確性を担保する手段が不十分	監査委員の審査・議会報告・住民への公表を義務化して、情報開示を徹底
公営企業の経営について	早期是正の機能なし	「資金不足比率」を用いた経営健全化の仕組みを設ける